

電話勧誘販売

と突然、
電話がかかってきた。

本当に必要？
効く…？ 儲かる？
怪しい…



体にいい健康食品、
投資話 興味はありますか？

訪問販売

と業者が
突然やってきた。



家の屋根が傷んでいる、
安い金額で直しますよ！

言葉巧みに消費者を誘ってくる悪徳商法。

不安になったらご相談ください！

あなたも狙われているかもしれません。

だまされてない？
広告に



何でも簡単に買える、
インターネット通販。

通信販売

※通信販売は クーリング・オフができません。

訪問購入

と買取業者が
突然訪問してきた。



不要な貴金属があれば
高値で買い取りますよ！

大切な品物が…

契約・勧誘に不安を感じたらお早めにご相談を！

【消費者ホットライン】…… 局番なし ☎ 『 ^い ^や ^や 188 』

※お近くの消費生活相談の窓口をご案内します。

【中部経済産業局消費者相談室】…… ☎ 052-951-2836

受付時間 10時～16時 月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く。)

● クーリング・オフの仕方と注意点 ●

1. 書面又は電子的記録（メール等）で通知する。
2. 契約（申込）日、事業者名、担当者名、商品名、契約金額を書いて、この契約を解除するということを書く。自分の住所、氏名を書くことも忘れずに。

（以下は はがきで通知を送る場合）

3. はがきを書いたら、裏と表のコピーをとる。
4. はがきは郵便局の窓口で、**特定記録郵便等「出した日がわかる」方法**で送付する。
5. **はがきのコピーと特定記録郵便の受領書**を大切に保管する。
（この2つが、クーリング・オフをしたことの証拠になります。）

**クーリング・オフをする時のはがき
（契約解除通知書）の例です。**

※このまま切り取って使えます。

表面の書き方

郵便はがき

切手をお貼りください

□□□□□□□□

御中

郵便はがき

切手

□□□□□□□□

〇〇株式会社 御中

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

発行：中部経済産業局産業部消費経済課

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL :052-951-2560

FAX :052-951-0537

URL :<https://www.chubu.meti.go.jp/>

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

しつこい勧誘はありますか？

ちゃんと契約内容を
書面でもらっていますか？

その契約
ちょっと
待って!!



電話勧誘販売



訪問販売



訪問購入



しつこい勧誘には「お断りします」と
毅然と断りましょう。

No, Thank you!

令和5年6月1日 から新規定が施行

通信販売

スマホやインターネットで何でも手に入る時代!

広告をよく読みましたか？

通信販売の広告には、「返品ルール」や
「〇回以上の定期購入が条件」といった
販売条件を表示することになっています。

ポチッと
する前に!

ちょっと
待って!!

さいごまでスクロール

1回の購入のつもりが
定期購入になっていた



通信販売は クーリング・オフができません。
必ず事前に広告内容をよくご確認ください。